

標準内航運送約款	
目次	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 運送の引受け（第三条―第十五条）	
第三章 責任等（第十六条・第十七条）	
第四章 雑則（第十八条―第二十一条）	
第五章 雜則（第二十二条―第二十七条）	
附則	
第一章 總則	
第一節 適用範囲（第一条）	
一 この約款は、当社が経営する航路において、ローロン・ローloff船又はコンテナ船（以下「使用船舶」という。）に限り行つた航行に適用する。法令の規定又は一般の慣習による。	
二 前二項の規定にかかわらず、当社が、法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。	
三 この約款において「荷主」とは、荷受人又は荷受人をいう。	
四 この約款において「荷受人」とは、貨物について当社と運送契約を締結する者をいう。	
五 船荷証券又は貨物引換証が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者	
六 前号の有価証券が発行されていない場合には、書面又は口頭の如何を問わず、荷送人が当社に対して引渡しの指示を受ける者	
七 運送の引受け	
八 当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において、貨物の運送契約の申込みに応じる。（以下「荷送人等」という。）から貨物を受取り、当社が指定する場所及び時間内に荷送人又は荷受人が指示する者に（以下「荷送人等」という。）と荷主との間で特に合意がある場合においては、当社は、当該合意に従う。	
九 荷送人等が当社の指定する場所及び時間内に当社の貨物の引渡しを行わない場合においては、当社は、当該貨物を船積みすることなく、使用船舶を運輸開始予定時刻に出航させることができる。	
十 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。	
十一 当社の第十二条の規定による措置をとった場合	
十二 貨物が次のいずれかに該当するものである場合	
十三 臭気を生ずるもの、不潔なものその他の他船員その他の使用人（下請人及び荷役業者を含む。以下同じ。）又は荷主の指示により、使用船舶に乗船する者（以下「便乗者」という。）に迷惑を及ぼすおそれのあるもの	
十四 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価物品、刀剣、爆発物、放射線物質その他船員その他の使用人（以下「船員等」という。）又は便乗者、他の銃砲、刀剣、爆発物、放射線物質その他船員その他の使用人（以下「船員等」という。）又は便乗者、他の生動物	
十五 その他運送に不適当と認められるもの	
十六 荷送人等又は荷受人がこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合	
十七 運送契約の申込みがこの約款と異なる運送条件によるものである場合	
十八 該運送に関し、荷送人から特別な負担を求められた場合	
十九 ロールオン・ロールオフ船において、自動車がかかる場合に該当するものである場合	
二十 法令の規定に違反して運行されるもの	
二十一 その積載貨物の積載方法が運送に不適当と認められるもの	
二十二 車高が低い等の取扱い不当な構造を有すると認められるもの	
二十三 船舶固縛するに不適切な構造を有すると認められるもの	
二十四 イからニまでに掲げるもののほか、船員等、便乗者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は船員等若しくは便乗者に迷惑を及ぼすおそれがあるもの	
二十五 その他正当な事由がある場合	
二十六 内容の申告等	
二十七 （貨物の第四条）	
二十八 荷送人は、貨物の種類、重量、状態、価格、電源接続等特別な取扱ひその他の貨物の明細に関する事項を契約締結前に当社に明示しなければならない。	
二十九 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を書面により明示しなければならない。	
三十 荷送人は、前二項の規定により、明示した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を明示しなかったこと又は明示した事項が事実と異なることから当社に発生する費用罰金及び賠償の責めに任じることとする。	
三十一 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を明示しなかったこと又は明示した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。	
三十二 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が明示した事項について、内容を調査する義務を負わなければならない。	
三十三 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合においては、荷送人にに対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。	
三十四 立会いは、貨物を求めている点検することができ、前条第四項第二号イ又はハに掲げる貨物（以下「危険荷送人」という。）の書面による承認を得なければ、前条第四項第二号イ又はハに掲げる貨物（以下「危険荷送人」という。）の書面による承諾を得ずに、危険品等の船積みが行われた場合において、当社が危険品等を発見した場合においては、直ちに当該危険品等を荷揚げし、破棄、投棄その他の適切な処分を行うことができ、品等の処分によつて終了する。	
三十五 品等の承託を得て船積みした危険品等であっても、船員等、便乗者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、前項の規定に準じてこれを処分することを要する。	
三十六 第五節（車両及びコンテナの重量）	
三十七 第一百八十五号（第四十条第三号）規定する車両総重量を超えてはならない。	
三十八 貨物は、積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第五十条各条の四第二項の規定に基づき決定された最大総重量を超えてはならない。	
三十九 荷主は、前二項の規定に違反したことに基づく賠償の責めに任じることとする。	
四十 滅失、毀損等による損害について、賠償の責めに任じることとする。	

(貨物の甲板積み)
 第六条 当社は、コンテナに積載された貨物については、荷主が特段の指示をしない限り、荷主に通告すること

2 当社は、コンテナに積載されていない貨物については、荷主の同意がある場合又は甲板積みで運送する
 3 ことが一般の慣習である場合には、甲板積みおされた貨物の滅失又は毀損による損害については、
 前二項の一般の慣習において、甲板積みおされた貨物の滅失又は毀損による損害については、当社に悪意若しくは
 過失又は船員等に悪意若しくは重過失がない限り、当社は賠償の責めに任じない。

(生動物)
第七條 当社は、生動物の運送を引き受けた場合においては、生動物の管理・保管に関して生じた損害について、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がない限り、賠償の責めに任じない。生動物の死傷に関しても、同様とする。

当社は、禁制品の輸移出若しくは輸移入を禁止されている物品が、契約によらないで船積みされた貨物を発見した場合には、直ちに当該貨物を荷揚げする事ができる。

2 荷送人は、危険品等が船員等、便乗貨物、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は船員等に損害を与えた場合には、賠償の責めに任じることとする。

3 荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船において自動車、船積固縛するのに適切な構造を有するものとして、かつ、船員等、便乗者の、他の不適切な構造を有していたために当社又は船員等に損害を及ぼさないことを保証することとする。自動車、船積固縛するのに不適切な構造を有することにより、賠償の責めに任じることとする。

（輸送機器）
 第九條 輸送機器（トレーラー、コンテナ等貨物を使用船舶に積み込むために使用する一切の機器をいう。以下

- 2 当社が所有又は使用する輸送機器を荷送人等又は荷受人に貸し出す場合において、当社と荷送人等が立
ち会つて当該輸送機器の点検を行った結果異状が認められないときは、当社は、当該輸送機器によつて
貨物に発生した損害について、賠償の責めに任じない。荷送人等、荷受人又は第三者の悪意又は過失に
より、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷送人等又は荷受
人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任じることとする。
- 3 荷受人は、貨物の受領後あらかじめ定められた期間内に当社の指定する場所に当社から貸し出された輸
送機器を返却することとする。荷受人が当該期間内に当該輸送機器の返却ができない場合においては、
当社は、荷主に対し、期間超過分に對する費用を請求することができる。
- 4 荷送人等が自ら所有し、又は当社以外の者から借り入れた輸送機器を使用する場合においては、当社は
当該輸送機器の瑕疵によつて生じた貨物の損害について、賠償の責めに任じない。
- 5 前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に対し、
あらかじめ取扱方法を明告しなければならないこととする。この場合においては、当社は、当該取扱方法
によつては、運送契約の申込みを拒否することができる。

第十條 当社は、荷主の要求がある場合において冷凍機器（貨物を冷却する一切の機器をいう。以下同じ。）の接続を行うときを除き、冷凍機器において特別な取扱いをしない。冷凍機器に保管される貨物の滅失又は毀損による損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がないことを証明できない場合は、当社は、賠償の責めに任じる。

荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、船員等、便乗者、他の物品及び損害に危殆を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は船員等に損害を与えた場合においては、当該荷送人等は、賠償の責めに任じることとする。当社は、いつでも、荷造等の点検をすることができる。当社が必要と認める場合においては、荷送人等又は荷受人の承諾を得て、貨物の荷造等を補修又は改裝することができる。この場合において、荷送人等又は荷受人が補修又は改裝に同意しないときは、当社は、当該貨物の運送引受けを拒否することができる。前項の補修又は改裝に係る費用は、荷主の負担とする。

(運輸の中止等)
第十二条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着

一 氣象又は海象が使用船舶の航行に危険を及ぼす場合
二 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合
三 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

五 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
六 官公署の命令又は要求があつた場合
七 海上における人命又は財産の救助行為を行った場合
八 前各号に掲げる事由のおそれがある場合

港以外の場所における荷揚げ又は積戻し又は船積港に積み戻すことが出来る場合には、貨物を最寄港その他の港若しくは場所に荷揚げし又は船積港以外の場所において荷揚げした貨物については、荷主の指図を待つ時間がない場合、当社の定めた期間内に荷主の指図がない場合その他の正当な事由がある場合には、荷主の利益のため、当社が選定する運送方法及び条件により、陸揚港への積戻しその他の適切な措置をとることができる。

(代替輸送)
第十四条 予定していた船舶が使用できない場合であつて、荷主の指図を待つ時間がないとき又は当社の定めた期

当社が選定する運送方法及び条件により、適切な措置をとることができる。

(の特例)
当社の遅滞なく貨物を引き取らない場合において生じた費用は、荷主の負担とする。

3 前項の場合において生じた費用は、荷主の負担とする。

等一

荷主は、貨物に係る輸送機器、種類、重量、電源接続等特別な取扱いの有無等の区別に従つて、所定の運賃及び付随の費用を当社に支払ふこととする。運賃には、特約がない限り、船積み及び陸揚げに

埠頭、オープンヤード、上屋又はコンテナヤード等（以下「埠頭等」という。）における貨物の仕・

荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、付随の費用、立替金、碇泊料及び貨物の価格

に、共同投資に求むる資本の大部分は、金客へより「逆買入」として、銀行から買入る。共同投資に求むる資本の大部分は、金客へより「逆買入」として、銀行から買入る。

荷主は、あらかじめ合意した日までに、運賃等の全額を当社に支払わなければならない。

